

委託番号	7424
契約形態	業務委託

仕様書

- 1 件名 学校給食調理士等検便業務委託（単価契約）
- 2 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 履行場所 学務課及び市内小中学校31校（新田中学校を除く）
- 4 支払方法 業務完了月払（年12回払）
- 5 委託内容
 - (1) 赤痢菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌0-157を対象としたふん便の検査を行うこと。
 - (2) 調理士及び学校栄養士等を対象に月2回、検体は指定した日に受注者が学務課及び市内小中学校にて回収すること。（郵送による回収は原則として不可）
 - (3) 業務完了後、速やかに検査結果報告書を2部作成し、草加市教育委員会及び当該学校長宛てに提出すること。
 - (4) 臨時職員採用時等の検査については、通常の検査のほかに実施すること。この場合の回収、検査及び報告は、速やかに行うこと。
 - (5) 検査対象者（調理士、学校栄養士、給食関係者、学務課職員）
学務課 2名、小学校 約141人 中学校 約10人（年間見込3,465人分）
 - (6) 検査容器等の消耗品については受注者負担とすること。
- 6 その他
 - (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
 - (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- 7 問い合わせ先 草加市教育委員会 学務課保健給食係 井上
電話048（922）2685（直通）

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するにあたり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性と認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 乙は甲の指定した場所又は乙の求めにより甲が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、甲の承認は書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 乙は甲の許可なく、甲の指定した場所又は甲が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 乙は、個人情報等を甲から受けるとき又は甲に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者、その他必要な事項を記載した書面を甲と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 乙は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに甲に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 乙は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

履行場所一覧表

	学校名	住 所	電話番号
1	草加小学校	草加市住吉 1 - 1 1 - 6 4	9 2 7 - 3 5 6 8
2	高砂小学校	草加市中央 1 - 2 - 5	9 2 4 - 3 4 2 5
3	新田小学校	草加市旭町 6 - 1 2 - 1 1	9 4 1 - 3 0 8 7
4	谷塚小学校	草加市谷塚仲町 4 4 0	9 2 5 - 2 4 2 2
5	栄小学校	草加市松原 1 - 3 - 2	9 4 1 - 2 1 6 4
6	川柳小学校	草加市青柳 7 - 2 7 - 1 0	9 3 1 - 5 0 2 5
7	瀬崎小学校	草加市瀬崎 2 - 3 2 - 1	9 2 4 - 9 6 5 6
8	西町小学校	草加市西町 2 7 0	9 2 4 - 7 2 4 5
9	新里小学校	草加市新里町 7 5 9	9 2 4 - 7 2 4 8
10	花栗南小学校	草加市花栗 4 - 3 - 1	9 4 1 - 2 8 5 4
11	八幡小学校	草加市八幡町 6 5	9 3 6 - 6 2 9 3
12	新栄小学校	草加市新栄 4 - 9 5 9	9 4 1 - 2 1 8 9
13	清門小学校	草加市清門 3 - 3 7 - 1	9 4 1 - 6 7 5 5
14	稲荷小学校	草加市稲荷 5 - 1 1 - 1	9 3 6 - 5 8 5 5
15	氷川小学校	草加市氷川町 4 4 8	9 2 8 - 6 7 7 1
16	八幡北小学校	草加市八幡町 1 1 4 8	9 3 6 - 0 7 7 3
17	長栄小学校	草加市長栄 1 - 7 6 2	9 4 2 - 9 8 7 4
18	青柳小学校	草加市青柳 3 - 1 7 - 1	9 3 1 - 0 8 9 9
19	小山小学校	草加市小山 2 - 8 - 1	9 4 1 - 1 7 0 1
20	両新田小学校	草加市両新田西町 5 5	9 2 7 - 8 4 1 1
21	松原小学校	草加市松原 4 - 2 - 1	9 4 1 - 3 2 1 4
22	草加中学校	草加市氷川町 2 1 7 9 - 4	9 2 5 - 5 2 0 1
23	栄中学校	草加市松原 3 - 7 - 1	9 4 1 - 2 5 8 7
24	谷塚中学校	草加市谷塚上町 6 2	9 2 5 - 2 4 2 1
25	川柳中学校	草加市青柳 7 - 3 5 - 1	9 3 1 - 5 8 2 7
26	新栄中学校	草加市新栄 1 - 3 3	9 4 1 - 5 0 3 4
27	瀬崎中学校	草加市瀬崎 5 - 3 - 1	9 2 7 - 6 2 9 7
28	花栗中学校	草加市花栗 4 - 1 5 - 1 2	9 4 1 - 5 8 3 3
29	両新田中学校	草加市両新田西町 3 6 8 - 1	9 2 4 - 5 0 5 1
30	青柳中学校	草加市青柳 8 - 5 8 - 1 0	9 3 6 - 4 0 0 1
31	松江中学校	草加市松江 3 - 1 4 - 3 3	9 3 6 - 9 9 0 3
32	学務課	草加市高砂 2 - 1 - 7 ぶぎん草加ビル 4 階	9 2 2 - 2 6 8 5